

交通死亡事故 防止対策事業補助金 交付事務マニュアル

令和 7 年 4 月

福井県防災安全部県民安全課

目 次

	(ページ)
1 交付事務マニュアルの目的	1
2 補助事業の内容	
(1) 補助対象事業	1
(2) 補助対象者	1
(3) 補助対象経費	2
(4) 補助金の交付額	2
(5) 補助対象経費の取扱い	2
3 交付事務の流れ	3
4 補助金交付申請書兼実績報告書および請求書	3
5 交付決定および額の確定等	4
6 検査	4
7 補助金の交付	4

参考

- 1 検査調書

1 交付事務マニュアルの目的

本マニュアルは、交通死亡事故防止対策事業補助金の交付事務にあたり、補助事業の適正な実施と補助金の適正な執行を確保するため、必要と考えられる事項を取りまとめたものである。

本マニュアルを通して、補助事業の内容、補助事業を実施するうえでの注意事項、交付事務のフローなどについての理解を深め、交通死亡事故防止対策事業補助金が効果的かつ適正に活用されることを目的とする。

なお、本補助金交付事務マニュアルの用語は「交通死亡事故防止対策事業補助金交付要領」の定義によるものとする。

2 補助事業の内容

(1) 補助要件

下記のとおりとする。

安全運転サポート車	安全運転装置（※）
令和7年3月1日から令和8年2月28日までに、自ら使用する目的で安全運転サポート車の中古車（新車（道路運送車両法第7条に規定する登録を初めて受けることとなるもの、または同法第59条第1項に規定する新規検査を初めて受けることとなるもの（軽自動車に限る））以外のものをいう。）を導入する費用に対して補助金を交付する。	令和7年3月1日から令和8年2月28日までに、県内の販売・設置業者（申請者自らが経営するものを除く。）から、自らの自動車（安全運転サポート車を除く。）のために安全運転装置を導入する費用に対して補助金を交付する。

※ 安全運転装置の補助要件を満たすのは、後付け急発進抑制装置と車線逸脱警告機能および追突防止機能付きドライブレコーダーのいずれか（両方も可）を補助対象期間に購入・設置した場合である。

(2) 補助対象者

次のいずれにも該当する者

- ・福井県内に居住する満65歳以上の者（申請に係る年度内に65歳に達する者を含む。）
- ・導入する安全運転サポート車および安全運転装置の自動車検査証に記載されている「使用者の氏名又は名称」と同一である者
- ・有効期限内の自動車運転免許証を保有している者
- ・申請に係る年度にかかわらず、本補助金の交付を受けていない者
- ・限定運転に取り組むことを宣言している者
- ・県税の納税に滞納がない者
- ・交通死亡事故防止対策事業補助金交付要領の交通死亡事故防止対策事業補助金誓約事項の記に記載されている事項に該当しない者

(3) 補助対象経費

安全運転サポート車	安全運転装置
補助対象者が、自ら使用する目的で安全運転サポート車を導入するのに要する経費（消費税および地方消費税相当分を含む。）から国その他の機関等から交付される補助金額を差し引いた経費。	補助対象者が自らの自動車（安全運転サポート車を除く。）に安全運転装置を導入するため、同装置の購入および設置に要する経費（消費税及び地方消費税相当分を含む。設置に際して行った自動車の故障個所の修理もしくは補修または改良もしくは改造に係る費用を除く。）から国その他の機関等から交付される補助金額を差し引いた経費。

(4) 補助金の交付額

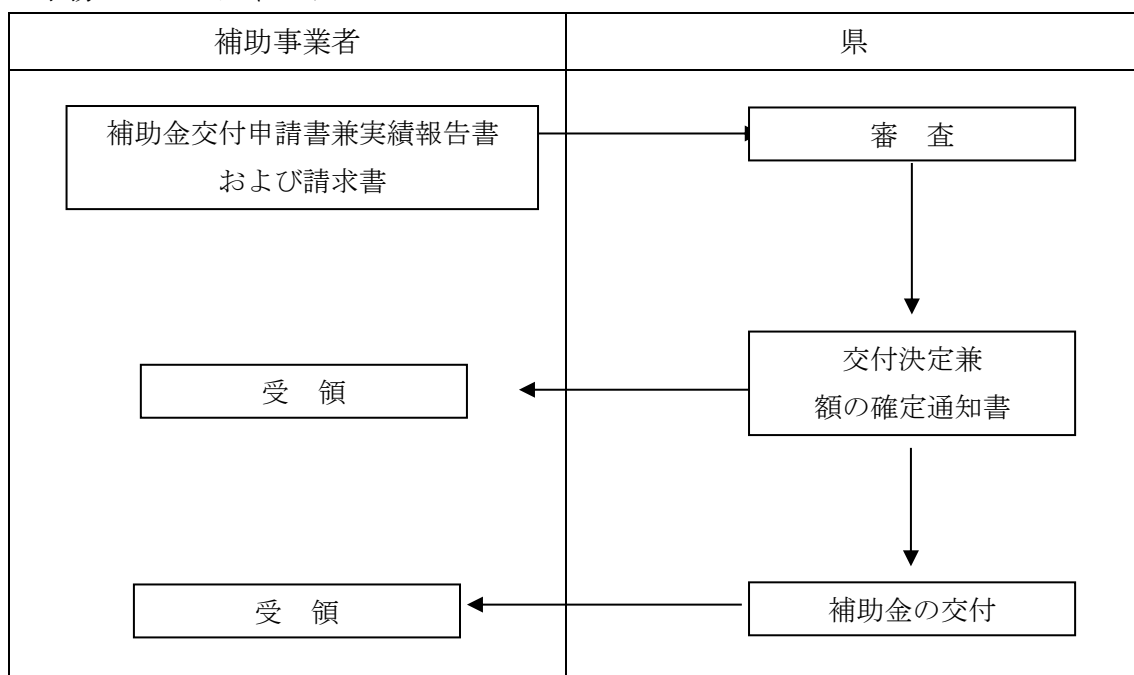
安全運転サポート車	安全運転装置
2万円（定額） ※ ただし、補助対象経費が2万円を下回る場合は補助対象外とする。	①車線逸脱警告機能および追突防止機能を有するドライブレコーダー 1万円（補助率1／2相当） ②後付け急発進抑制装置 1万円（補助率1／2相当） ※ 車線逸脱警告機能および追突防止機能を有するドライブレコーダー、後付け急発進抑制装置について、それぞれ2万円を下限とし、これを下回る場合は補助対象外とする。

(5) 補助対象経費の取扱い

- ① 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象車両の購入または補助対象装置の購入・設置後、令和8年3月6日までに、交通死亡事故防止対策事業補助金交付申請書兼実績報告書および請求書（以下、「補助金交付申請書兼実績報告書および請求書」という。）に必要書類を添えて、知事に提出するものとする。
- ② 補助対象経費となる基準を満たしていても、証拠書類がない等の理由により補助対象経費として認められない場合があるので十分注意すること。

3 交付事務の流れ

事務のフローチャート



4 補助金交付申請書兼実績報告書および請求書

(1) 補助金交付申請書兼実績報告書および請求書の作成について

- ア 補助金交付申請書兼実績報告書および請求書は正本を1部提出すること。
- イ 補助金交付申請書兼実績報告書および請求書かがみおよび添付書類は内容を必ず一致させること。

(2) 補助金交付申請書兼実績報告書および請求書に以下の資料を編さんのこと。

- ① 補助金交付申請書兼実績報告書および請求書（交付要領様式第1－1、1－2号）
- ② 添付資料

安全運転サポート車	安全運転装置
(1) 安全運転サポート車販売証明書 (様式第3－1号) (2) 県税の納税状況の確認について (様式第4号) (3) 自動車検査証の写し (4) 自動車運転免許証の写し (住所変更がある場合は裏面も必要) (5) 限定運転宣言書の写し (6) その他知事が定めるもの	(1) 安全運転装置設置証明書 (様式第3－2－A、B号) (2) 県税の納税状況の確認について (様式第4号) (3) 自動車検査証の写し (4) 自動車運転免許証の写し (住所変更がある場合は裏面も必要) (5) 限定運転宣言書の写し (6) 安全運転装置の購入・設置にかかる領収書等の写し (価格、日付、品名、店名が記載されているもの) (7) その他知事が定めるもの

5 交付決定および額の確定等

(1) 県は、補助金等の交付の申請があったとき、当該申請に係る書類により当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、補助金等の交付の決定兼額の確定通知をする。

(2) 県は、補助金等の交付の申請を審査した結果、その内容が単に技術的な不備等であるときは、その内容に修正を加え、または、条件を付して決定する。

〔補助金規則 5 ②、補助金通達 2 ④〕

(3) 県は、交付の決定を行うに際して、次の事項に留意して書面審査を行う。

- ① 補助金の交付が法令および予算で定めているところに違反しないか。
 - ・ 申請に係る補助事業等がその採択基準に照し、補助金等の交付対象として適格かどうか。
- ② 目的および内容が適正であるか。
 - ・ 補助制度の目的に合致しているか。
 - ・ 補助対象期間は適正であるか。
- ③ 金額の算定に誤りがないか。
 - ・ 補助対象経費は適正であるか。
 - ・ 補助額の積算に誤りはないか。

6 検査

県は、補助事業者が提出した実績報告書の内容について、別添の検査調書に基づき検査を行う。

7 補助金の交付

補助金等の交付の決定兼額の確定通知をしてから遅滞なく支払う。

【問い合わせ先】

福井県防災安全部県民安全課

福井市大手 3 丁目 1 7 番 1 号

T E L 0776-21-1111(代表)

0776-20-0745(直通)

F A X 0776-20-0633

E-mail kenan@pref.fukui.lg.jp